

監発第109号
令和8年3月25日

酒田市長 矢口明子様

酒田市監査委員 大石 薫
(公印省略)

酒田市監査委員 田中 斉
(公印省略)

行政監査結果に関する報告の提出について

地方自治法第199条第2項の規定による行政監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり提出します。

令和7年度

行政監査報告書

「プロポーザル方式による契約について」

酒田市監査委員

目 次

第1	監査の趣旨	1
第2	監査のテーマ	1
第3	選定の理由	1
第4	監査の対象	1
第5	監査の期間	2
第6	監査の方法	2
第7	監査の着眼点	2
第8	監査の意見	3
	調査票集計結果	7
<資料編>		
	プロポーザル方式による契約に関する調査票 様式	18
	調査票回答	19

※注記

- 1 数字の単位未満は四捨五入してあるため、合計と内訳の数値が一致しない場合がある。
- 2 パーセンテージについては、小数点以下第2位を四捨五入とする。
- 3 掲載した統計等は、本監査における事前調査及び事務監査のヒアリング等により調査・集計した結果に基づくものである。

第1 監査の趣旨

行政監査は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定に基づいて、市が執行する行政事務について、適正かつ効率的な運営を確保するため、特定の事務事業をテーマとして選定した上で、合规性、経済性、効率性及び有効性の観点から行う監査とされている。

令和7年度は、次に掲げる事務について監査を実施した。

第2 監査のテーマ

プロポーザル方式による契約について

第3 選定の理由

近年、高度な専門性、技術力、企画力、創造性等を必要とする業務について複数の事業者からの提案を審査し、最も優れた提案を行ったものを受託候補者に指定する「プロポーザル方式」による随意契約が実施されている。

酒田市では、受託候補者を特定する場合の手続については、契約検査課において平成23年に「プロポーザル方式の運用ガイドライン」を策定している。

本監査は、プロポーザル方式による契約の実施にあたり、公正性、透明性及び客観性が担保された契約事務が行われていたかを検証し、今後の適正な契約事務の執行に資することを目的として実施した。

第4 監査の対象

令和5年度及び令和6年度にプロポーザル方式を実施した契約 10課14件

	部名	課名 (うち契約当時)	契約名
1	総務部	総務課 (情報企画課)	グループウェア再構築業務委託 グループウェアシステム保守業務委託 【債務負担行為】
2	総務部	契約検査課	契約管理システム構築及び保守業務委託 【債務負担行為】
3	市民部	定期航路事業所	定期船「とびしま」乗船券販売システム 機器更新委託 【債務負担行為】
4	地域創生部	商工港湾課	キャッシュレス決済ポイント還元キャンペーン業務委託
5	総務部	総務課 (情報企画課)	統合型地理情報システム再構築業務委託 【債務負担行為】

6	総務部	総務課 (情報企画課)	内部業務システム更新業務委託 【債務負担行為】
7	企画部	企画調整課	フロントヤード改革調査業務委託
8	総務部	人事課	タレントマネジメントシステム導入及び 運用保守業務委託 【債務負担行為】
9	総務部	財政課	公共施設等LED化改修業務委託 (ESCO事業) 【債務負担行為】
10	総務部	総務課	酒田市例規集システム構築及び保守管理 等業務委託 【債務負担行為】
11	企画部	文化政策課	酒田市民会館受付等業務委託 【債務負担行為】
12	地域創生部	交流観光課	ふるさと納税包括管理及び返礼品発送管 理等業務委託【債務負担行為】
13	企画部	文化政策課	酒田市民会館舞台等管理運營業務委託 【債務負担行為】
14	企画部	企画調整課	電力地産地消事業 (酒田市十里塚風力発電所 電力受給、 教育施設(学校) 電気需給)

第5 監査の期間

令和7年11月27日から令和8年2月18日まで

第6 監査の方法

監査の対象となるプロポーザル方式による契約について実施した各課等に対して、監査の着眼点に基づく調査票と関係資料の提出を求め、必要に応じて関係職員への照会、聞き取り調査を行った。また、調査結果を踏まえ、所管課の定期監査の日程にあわせ、監査委員によるヒアリング等により監査を実施した。

第7 監査の着眼点

- (1) プロポーザル方式を採用した理由は適切か。
 - ア 採用する具体的な理由、導入効果は明らかにされているか。
- (2) 市が定めるプロポーザルのガイドラインに沿った事務処理が行われているか。
 - ア 審査会を設置しているか、審査会委員の構成は適切か。

- イ 要綱設置、実施要領、審査要領の策定は適切か。
(実施要領が透明性・公平性・競争性を確保されているか)
- ウ 実施要領に沿って行われているか。
- エ 事業者の募集及び周知等は適切に行われているか。
- オ 事業者の選定、結果の公表は適正か。
- (3) 契約事務の手続は適正に執行されているか。
 - ア 仕様の決定にあたって、事業者の提案を活かしているか。
- (4) 成果の検証は行われているか。
 - ア 提案内容が反映されているか。
 - イ 履行内容の確認、評価を行っているか。

第8 監査の意見

今回の行政監査については、各課等において実施されたプロポーザル方式による契約について、その現状を把握するとともに、改善すべき課題を明らかにし、今後の適正な契約事務の執行に資することを目的として実施したものである。

監査対象とした14件の契約について、着眼点ごとの意見は次のとおりである。

着眼点(1) プロポーザル方式を採用した理由は適切か。

ア 採用する具体的な理由、導入効果は明らかにされているか。

プロポーザル方式の運用ガイドライン(以下「ガイドライン」という。)では、酒田市工事等競争入札参加者審査会又は酒田市物品購入等参加者選定会の審議を経て決定すると規定しており、いずれの契約も酒田市物品購入等参加者第1審査会にてプロポーザル方式が決定されていた。

プロポーザル方式によることができる業務は、実績、専門性、技術力、企画力、創造性等により履行内容又は履行方法その他に顕著な差異が生じ、価格以外の要素を含めて総合的に判断する必要がある業務を対象としている。今回監査対象としたいずれの契約においても、プロポーザル方式を採用した理由は、価格のみによる競争で判断するのではなく、価格以外の要素も含めて総合的に評価し、事業者を選定しようとするものであった。

対象業務としては、情報システム開発等の業務が14件中7件と半数を占めていた。また、「酒田市民間事業者提案制度」に基づき事業化が決定したため、制度上、事業実施者を一般公募し事業実施者を選定することとなった業務が2件あった。

着眼点(2) 市が定めるプロポーザルのガイドラインに沿った事務処理が行われているか。

ア 審査会を設置しているか、審査会委員の構成は適切か。

イ 要綱設置、実施要領、審査要領の策定は適切か。

(実施要領が透明性・公平性・競争性を確保されているか)

- ウ 実施要領に沿って行われているか。
- エ 事業者の募集及び周知等は適切に行われているか。
- オ 事業者の選定、結果の公表は適正か。

【審査会の設置】

「ガイドライン」において、実施要領の策定や、審査委員会の設置、審査方法の策定等について実施手順を記載している。対象事業 14 件すべてが設置要綱を定め、審査会を設置している。

【委員構成・人数】

審査会の委員については、対象事業 14 件すべてが、設置要綱を定め、実際、規定どおりに組織されていた。

委員の構成は「調査票集計結果 9」のとおりだが、14 件中 6 件が本市職員のみで構成されていた（6 件のうち 5 件は内部業務のシステム関連業務）。また、予め参加が想定される事業者との利害関係がないことを確認している審査会もあった。

プロポーザル方式による契約では、専門的な技術や経験、創造性等を要する業務も多い。このため審査委員の人選にあたっては、専門的な知識を有する学識経験者や実務経験者などを積極的に選任されたい。一方で、企画提案審査における公平性及び透明性を確保する観点から、人選に当たっては十分に配慮されたい。

【公募】

対象事業 14 件すべてにおいて、市ホームページに公募文、実施要領及び様式等が掲載されていた。また、前回参加表明した業者や業務の関連業者などに対し、個別に案内を行っていた事例も見受けられた。

【募集期間】

募集の公告から参加表明書の提出期限まで、資格確認通知から企画提案書の提出までの期間は「調査票集計結果 15」のとおりである。参加表明書の提出期限までの期間が 20 日未満のものが 14 件中 4 件、また、企画提案書の提出期限までの期間が 10 日未満のものが 6 件見受けられた。

各課等では、対象業務の特殊性や緊急性を考慮し、期間を短縮したものであるが、より多くの事業者の参加を促し、提案内容の質の向上を図る観点から、余裕をもった期間設定とすることが望まれる。

【評価基準】

対象事業 14 件のうち、最低基準点の設定がないものは 8 件あった。最低基準点の設

定がない場合、応募者が1者であったときに選定事業者の妥当性が明確になりにくいことから、今後は最低基準点を設定することが望ましい。ちなみに、応募者が1者であったものは対象事業14件のうち8件であった。

【審査】

審査時の提案者名の取扱いについては、提案者名を明らかにして審査を行っていたものが9件あった。審査の公平性を確保する観点から、特段の理由がない限り、提案者名を伏せて審査を行うことが望ましい。

また、「酒田市民間事業者提案制度」により実施するものについては、提案者がプロポーザルに参加する場合、提案評価にあたる部分の点数に10%を加点（インセンティブ）する仕組みとなっている。そのため、最優秀提案事業者と次点者の差が極めて僅少であり、インセンティブが結果に影響したと考えられる契約も見受けられた。競争性・公平性確保の観点からも、10%という加点幅の妥当性を含め、加点以外の評価方法の検討など、より透明性が高く市民の納得が得られる制度設計に努められたい。

【選定結果の通知・市長への報告・公表】

選定結果は対象事業14件すべてにおいて提案者へ通知されていた。通知の内容は、結果及び評価点数を通知しているものが10件、結果のみを通知しているものが3件、結果及び評価点数に加え審査会での講評を通知しているものが1件であった。

対象事業14件すべての設置要綱では、選定結果を市長に報告することを定めているが、市長までの報告を確認できないものが4件あった。要綱に沿った対応をされたい。

また、選定結果について受託候補者及び評価点数が14件すべてにおいて公表されていた。

着眼点（3）契約事務の手續は適正に執行されているか。

ア 仕様の決定にあたって、事業者の提案を活かしているか。

契約事務の手續については、概ね適正に執行されていた。変更契約手續1件についても適正に執行されていた。

【提案を活かしているか】

事業者の提案内容を活かした仕様としているかという質問に対して、2件が「していない」と回答していた。理由として、業務内容が事業者の提案によって決定する案件ではなく、対応の仕方を問う業務であることが挙げられていた。

しかしながら、提案内容を仕様書に反映することを想定していないのであれば、競争入札による契約でも対応可能であったと考えられる。プロポーザル方式の趣旨を踏まえ、対象業務が同方式に適した内容であるかについて、十分に精査されたい。

着眼点（４）成果の検証は行われているか。

ア 提案内容が反映されているか。

イ 履行内容の確認、評価を行っているか。

監査対象となった契約においては、履行状況の確認を、書面による確認だけでなく、現地での確認も併せて行っているものが６件あった。また、履行状況の評価については１０件で実施されていた。

プロポーザル方式による事業者選定の成果は、契約金額の抑制だけでなく、企画提案内容により各課等が想定していた以上の業務の質の向上が得られた事例も見受けられた。これらの評価内容については、関連する業務の執行や、今後のプロポーザル方式による契約事務に活かせるよう努められたい。

総括

地方自治法第 234 条では、地方自治体の契約は一般競争入札によることを原則としており、契約の性質や目的が競争入札に適さないときには、随意契約によることができるとしている。

プロポーザル方式による事業者の選定に当たっては、客観的な評価基準に基づき、公正な審査を実施し、選定過程の透明性が確保されなければならない。市の業務の多様化及び高度化に対応するため、今後もプロポーザル方式による契約は増加していくものと推測される。

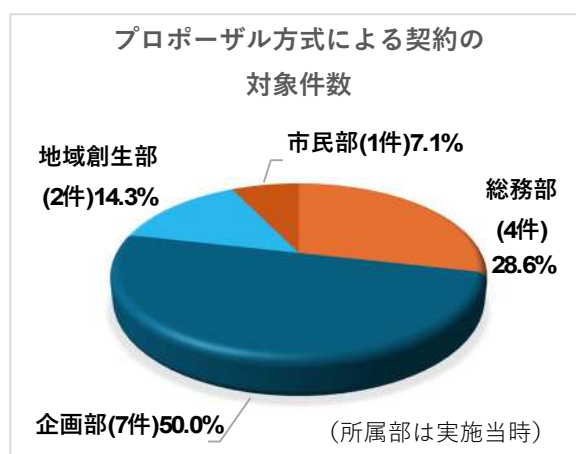
契約検査課では平成 23 年にガイドラインを作成し、令和 7 年 4 月 1 日に市の条例や事務手続等との整合性を図り改訂を行っている。今回の監査対象の契約は改訂前のガイドラインに沿って概ね適正に執行されていた。プロポーザル方式による契約は、限られた期間内に集中的に事務を行うことから、ガイドラインが改訂され要領や様式等が具体的に示されたことは、各課等においても事務の負担軽減の一助となったと思われる。

各課等においては、実施要領の策定から評価点数の集計方法まで、いかに透明性・公平性・競争性が担保されるかを工夫しながら実施した様子が回答からも見受けられた。業務完了後においては、プロポーザル方式を採用した趣旨に立ち返り、単なる履行状況の確認だけではなく、その成果を検証することが肝要である。実施過程で得られた課題や工夫を今後の選定基準の策定や仕様作成に反映させることで、プロポーザル方式による契約事務の継続的な質の向上を図るとともに、今後も適正な契約事務の執行に努められたい。

【調査票集計結果】

	課名	件数		構成比
総務部	総務課	1件	4件	28.6%
	人事課	1件		
	財政課	1件		
	契約検査課	1件		
企画部	企画調整課	2件	7件	50.0%
	文化政策課	2件		
	情報企画課	3件		
地域創生部	商工港湾課	1件	2件	14.3%
	交流観光課	1件		
市民部	定期航路事業所	1件	1件	7.1%
	合計	14件	14件	100.0%

今回、令和5年度と令和6年度にプロポーザル方式を実施した契約のうち、14件を対象とした。実施当時の所属部は企画部が7件で全体の半数と最も多かった。続いて総務部の4件、地域創生部2件となった。1つの課で複数のプロポーザル方式の契約を実施したのは、いずれも企画部の企画調整課、文化政策課、情報企画課の3課である。



1. 契約日

・プロポーザル実施年度

区分	令和5年度	令和6年度	計
件数	6件	8件	14件
構成比	42.9%	57.1%	100.0%

・契約締結年度

区分	令和5年度	令和6年度	令和7年度	計
件数	6件	7件	1件	14件
構成比	42.9%	50.0%	7.1%	100.0%

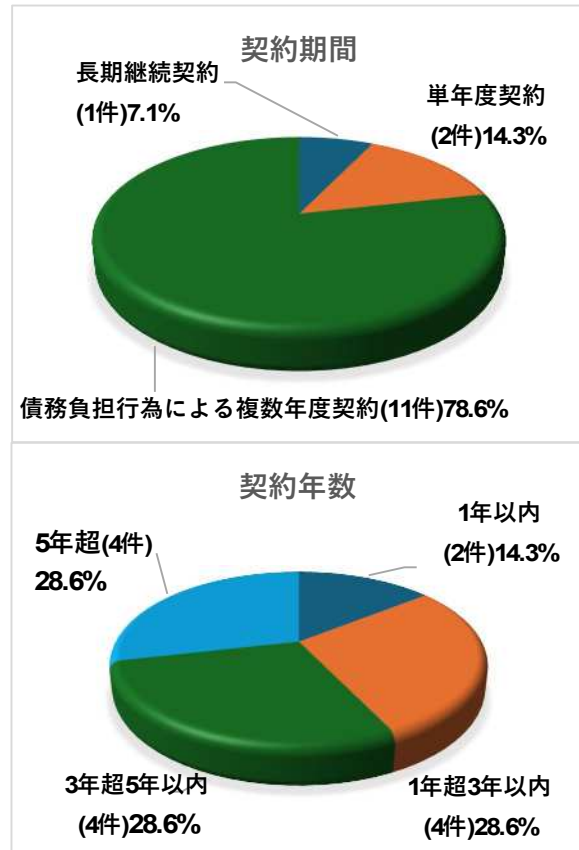
令和6年度にプロポーザルを実施したうち1件は、令和7年4月1日に契約締結している。

2. 履行期間

・ 契約期間及び契約年数

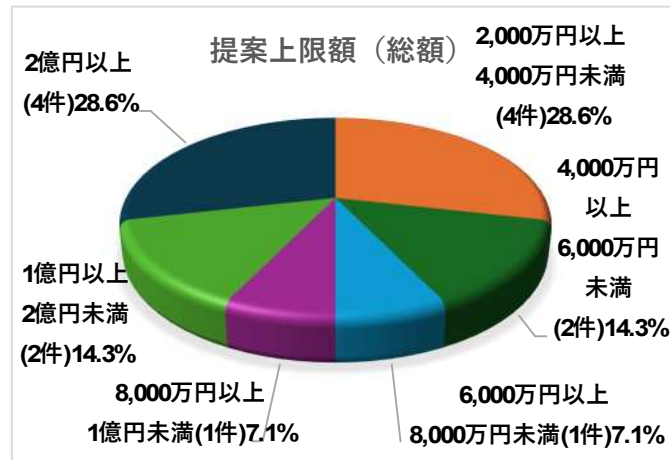
契約期間は、債務負担行為による複数年度契約が 14 件中 11 件あり、全体の 78.6%を占めていた。

契約年数は 1 年超から 3 年以内、3 年超から 5 年以内、5 年超がいずれも 4 件となっている。5 年を超えた契約はシステム構築から保守管理業務までを合わせた契約で、いずれも 5 年を超えた年の年度末までの契約を締結していた。

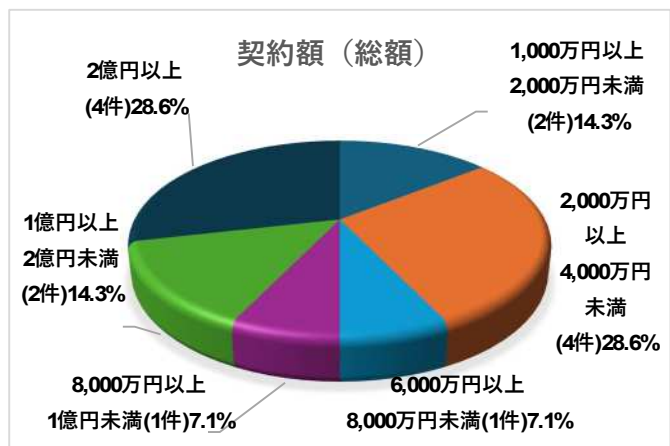


3. 契約金額

提案上限額では、「2,000 万円以上 4,000 万円未満」と「2 億円以上」が各 4 件で最多となった一方、「1,000 万円以上 2,000 万円未満」は 0 件だった。

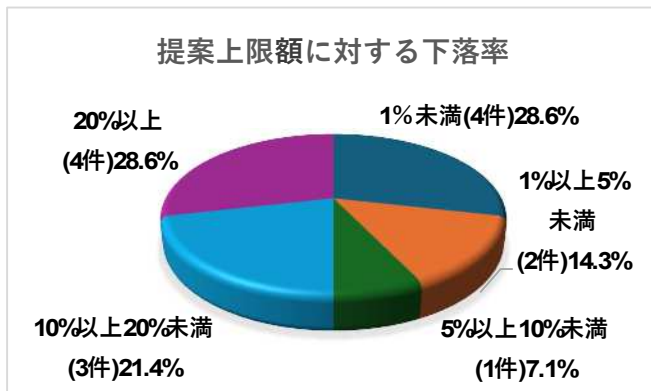


対象事業 14 件中 13 件は、実際の契約額が提案上限額より低くなったが、その中で、提案上限額が「2,000 万円以上 4,000 万円未満」4 件のうち 2 件が「1,000 万円以上 2,000 万円未満」で契約していた。同様に「4,000 万円以上 6,000 万円未満」の 2 件はいずれも「2,000 万円以上 4,000 万円未満」で契約していた。提案上限額が「8,000



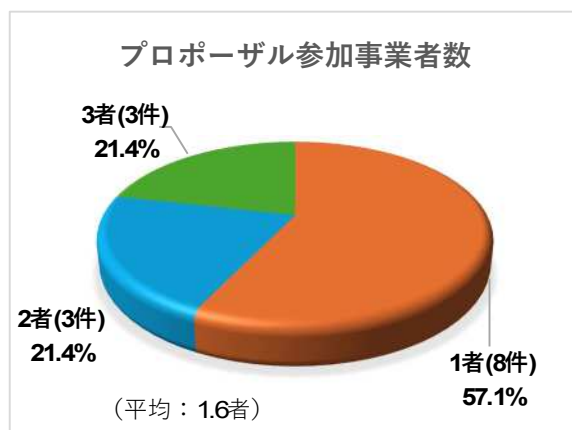
万円以上」の7件については契約額に大きな乖離はなかった。

提案上限額に対する下落率は、提案上限額と同額かほぼ同じ「1%未満」が14件中4件であった。20%以上の下落率も4件あり、最大は「酒田市例規集システム構築及び保守管理等業務委託」の42.6%だった。



4. プロポーザル方式の種類

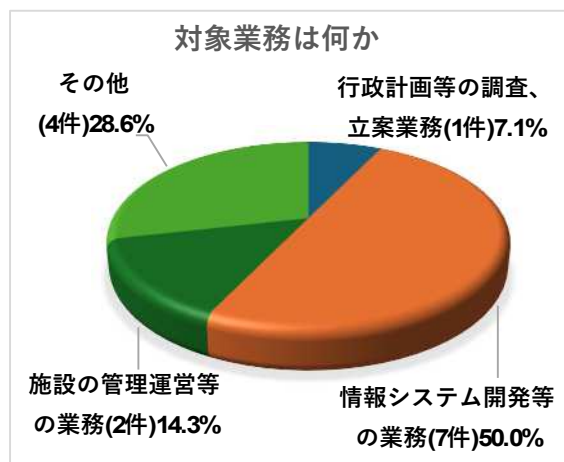
プロポーザル方式の種類は、14件全てが公募型であり、指名型を選択したものはなかった。プロポーザルに参加した事業者数は1者が8件と全体の57.1%の割合だったが、2者、3者がそれぞれ3件ずつとなっており、参加事業者数の平均は1.6者だった。



5. 対象業務は何か

対象となった契約の業務について「(1) 行政計画等の調査、立案業務、(2) 情報システム開発等の業務 (3) 施設の管理運営等の業務、(4) 施設設計等の業務、(5) 催事、公園、イベント企画等の業務、(6) その他」から選択してもらった。

今回の対象では、(2) 情報システム開発等の業務が14件中7件と全体の半数だった。(6) その他の業務は「キャッシュレス決済ポイン



ト還元キャンペーン業務」「公共施設等LED化改修業務 (ESCO事業)」「ふるさと納税包括管理及び返礼品発送管理等業務」「電力地産地消事業」の4件である。また、(4) 施設設計等の業務、(5) 催事、公園、イベント企画等の業務でのプロポーザル方式による実施はなかった。

6. プロポーザル方式を採用する理由、導入効果 (自由記載)

プロポーザル方式を採用した理由については、金額以外の評価項目を総合的に評価する必要がある、価格競争のみでは最適な事業者の選定が困難であるとするものが多数であった。

一方で、「民間事業者提案制度」により事業化が決定した案件については、制度上プロポーザ

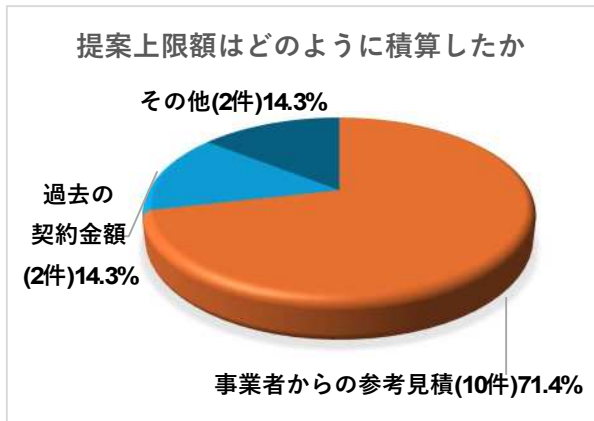
ル方式により事業者を選定することとされているため実施したとの回答があった。

「酒田市例規集システム構築及び保守管理等業務委託」では、導入効果として「発注者が想定していない優れた機能やサービスの提案を受けられる可能性があり、業務改善に繋がる。」とあり、提案により不便な点が解消され職員の負担軽減と法制執務能力の向上に繋がったものがあった。

7. 提案上限額はどのように積算したか

提案上限額は事業者からの参考見積の徴取により積算したものが14件中10件と全体の71.4%だった。参考見積徴収数は1者だけが4件、2者4件、3者2件あり10件の平均は1.8者だった。

その他の積算方法としては「予定査定額を減額(切捨)」「当初3者バラバラに契約を考えていたものを、一つの契約にまとめることとして上限額を定めた。」というものであった。



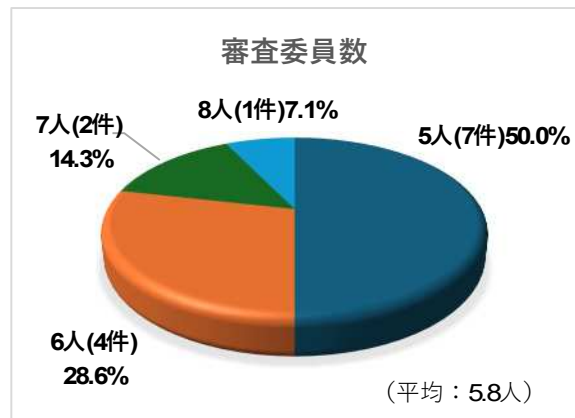
8. 審査会を要綱設置しているか

14件全てのプロポーザルにおいて要綱が定められていた。

9. 審査会委員の構成について

(1) 審査委員数

14件全てのプロポーザルでガイドラインに沿った人数となっていた。なお、平均審査委員数は、5.8人だった。



(2) 審査会委員の構成及び比率

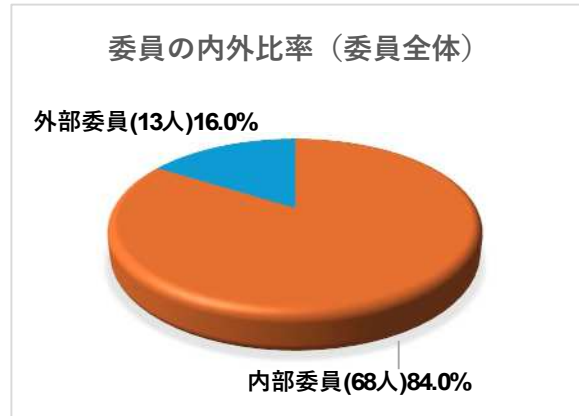
審査会委員の構成は市職員の内部委員のみでの構成が14件中6件、外部委員も構成員となっている「外部委員あり」が8件だった。

審査会委員数は全81人中、内部委員が68人、外部委員が13人だった。

外部委員がいる審査会においては、外部委員の人数が1人の審査会が4件、2人の審査会が3件、3人の審査会が1件となっていた。

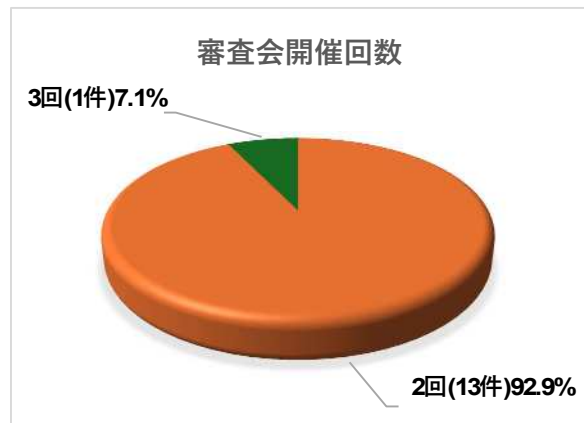


内部委員は業務に関連する部の部課長を委員としており、実際に業務に関連がある課の長へ権限を委任しているものがあつた。また、外部委員 13 人のうち、事業に関連する分野の識見者として大学教授 4 人が任命されていた。審査会は副市長を委員長としたものが 7 件あつたほか、総務部長が 13 件、企画部長が 7 件の審査会の委員となつていた。



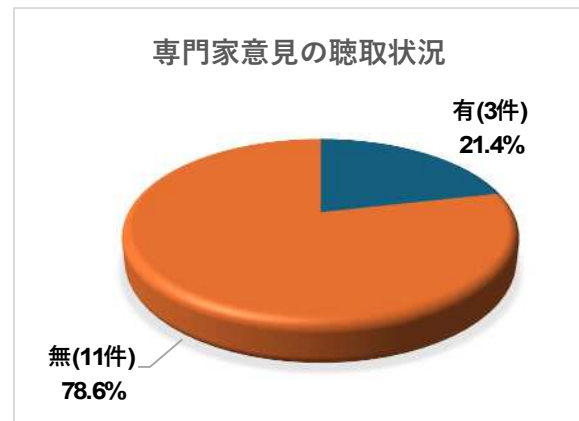
10. 審査会開催回数

14 件中 13 件は審査会が 2 回開催された。1 回目の審査会において、実施要領を策定し、2 回目で実際に審査をして受託候補者の特定をしている。また、「ふるさと納税包括管理及び返礼品発送管理等業務委託」では、第 1 回審査委員会での指摘等を修正した実施要領（案）の確認のため、第 2 回審査委員会を開催し（書面審査）、第 3 回審査委員会で審査を行った。



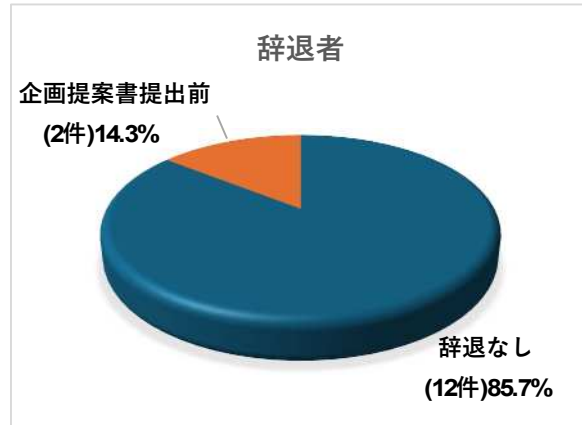
11. 専門家意見の聴取状況

審査会に際し、専門家から意見の聴取を行ったのは 14 件中 3 件だった。うち 1 件は書面と口頭で意見を聴取したが、2 件は口頭で意見を聴取していた。「タレントマネジメントシステム導入及び運用保守業務委託」では、官民連携推進検討委員会において、外部委員から、プロポーザルを実施する必要性や競争性の確保（契約更新時も含め）などについて意見が示された。



1 2. 企画提案書を辞退した事業者、提出後に辞退した事業者はいたか

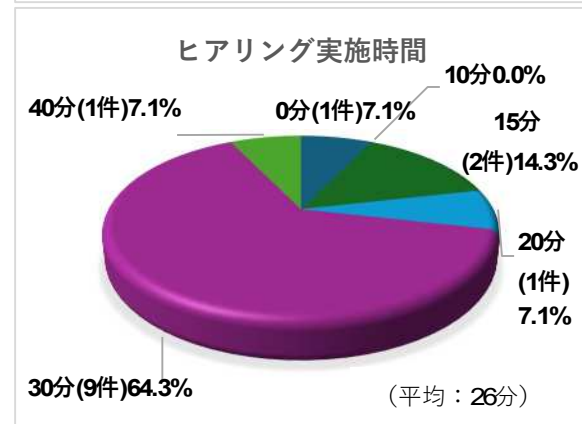
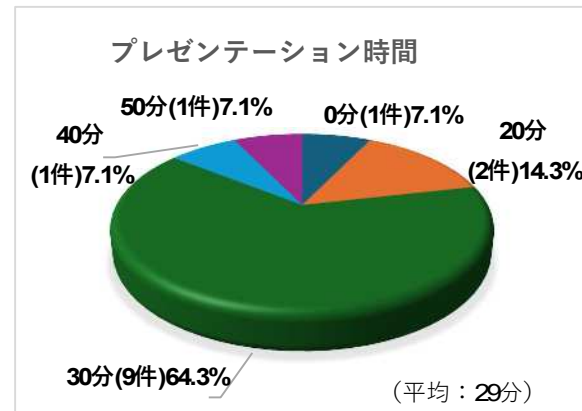
実施要領はホームページで公表されていた。なお、14 件中 2 件のプロポーザルにおいて、企画提案書の提出前に辞退した事業者があった。辞退理由については、口頭や書面により説明を受けていた。



1 3. 事業者 1 者あたりのプレゼンテーション、ヒアリングの時間

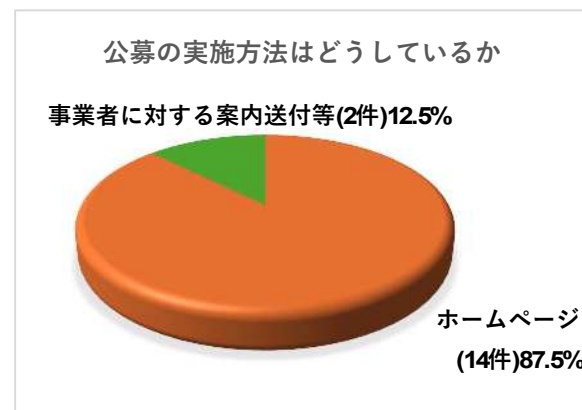
14 件中 1 件のみが企画提案書での書類審査で審査を行っているが、13 件はプレゼンテーションとヒアリングを実施している。実施時間は、プレゼンテーション及びヒアリングともに 30 分の設定としたものが 14 件中 9 件と一番多く、全体の 64.3% を占めている。

「キャッシュレス決済ポイント還元キャンペーン業務委託」では、事業の早期実施のため、審査委員会にて審査基準や審査手法を協議し、事前審査ポイントを整理して、提出書面のみでの審査を行っていた。



1 4. 実施要領はどのように公表しているか

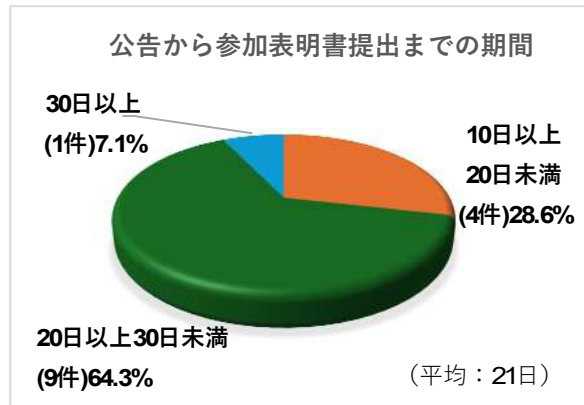
14 件全てのプロポーザルにおいて、市ホームページに公募文、実施要領及び様式等を掲載していた。また、併せて事業者に対して案内送付をしていたプロポーザルが 2 件あった。



15. 公募期間、企画提案書提出までの期間はどのくらいか

・公告から参加表明書提出までの期間

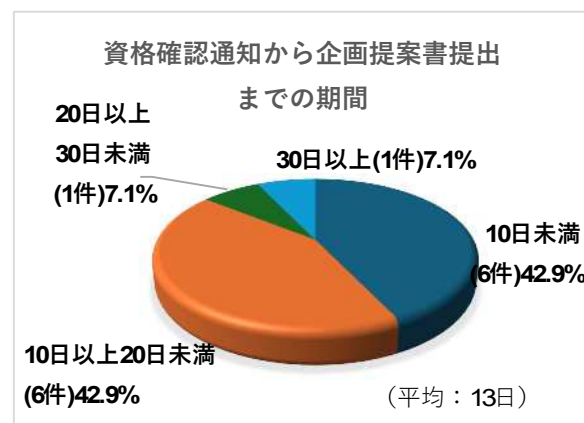
20日以上が14件中10件だったが、20日未満の期間も4件あり、平均の公募期間は21日だった。



・資格確認通知から企画提案書提出までの期間

10日以上設定されているものが14件中8件、10日未満の設定が6件となっており、企画提案書提出までの平均期間は13日だった。

参加表明書提出まで及び企画提案書提出までの期間が短いものの中には、業務の特殊性や緊急性を考慮して短期間のそれぞれの提出期間を設定したものがあつた。

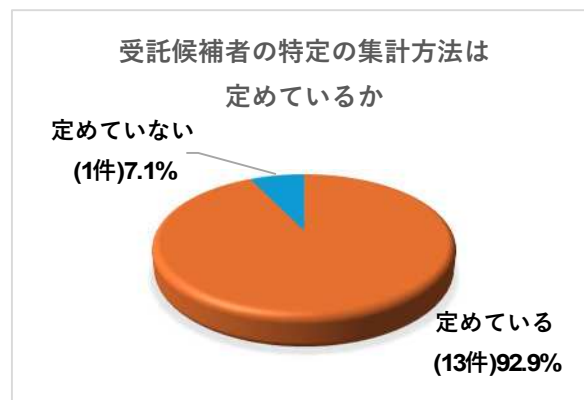


16. 審査方法、審査項目、評価基準を定めているか

審査方法、審査項目、評価基準については、14件全てのプロポーザルの審査会で定められていた。

17. 受託候補者の特定の集計方法は定めているか

受託候補者の特定について、14件中1件が集計方法を定めていなかった。



18. 参加資格確認通知を行っているか

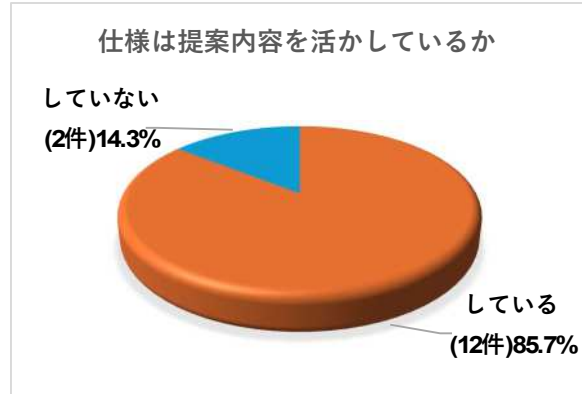
「キャッシュレス決済ポイント還元キャンペーン業務委託」を除く14件中13件のプロポーザルでは、参加資格確認通知をしていた。「キャッシュレス決済ポイント還元キャンペーン業務委託」は、要件を満たさない場合は参加資格要件不適合通知書で通知するとしていた。

19. 選定結果を公表しているか

全てのプロポーザルにおいて、審査会で受託候補者が特定された後、速やかに受託候補者及び評価点数を公表していた。

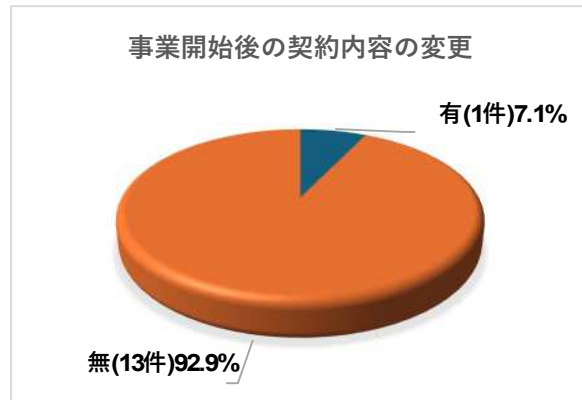
20. 事業者の提案内容を活かした仕様としているか

14件中2件については、企画提案書の内容が仕様に活かされていなかった。
(「酒田市民会館受付等業務委託」、「酒田市民会館舞台等管理運営業務委託」)



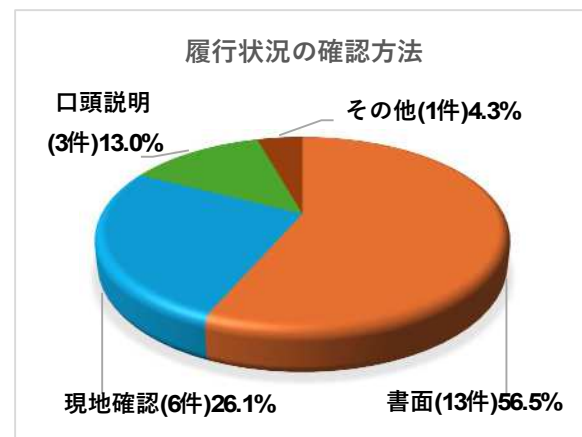
21. 事業開始後に当初契約から変更が生じたことがあるか

事業が開始されてから当初契約が変更になった契約が14件中1件あった。(「フロントヤード改革調査業務委託」において、契約期間の変更)



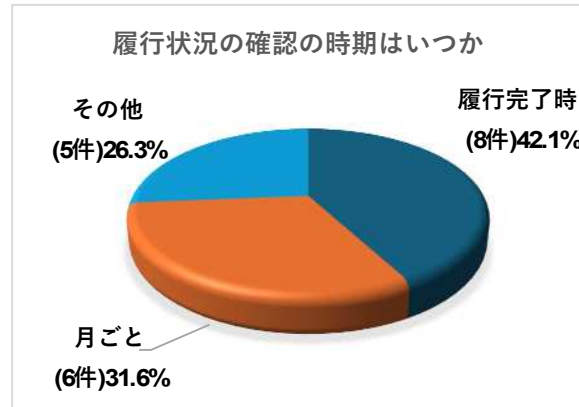
22. 履行状況の確認はどのように行っているか

履行状況の確認方法について、複数回答をそれぞれ1としてカウントした結果、14件中6件が「書面のみ」の確認だが、「書面と現地確認」が4件、「書面と現地確認、口頭説明」が2件、「書面と口頭説明」が1件と書面と併せて履行状況を確認していたものが見受けられた。また、その他「執行状況を定期的に電子データでの報告」が1件あった。



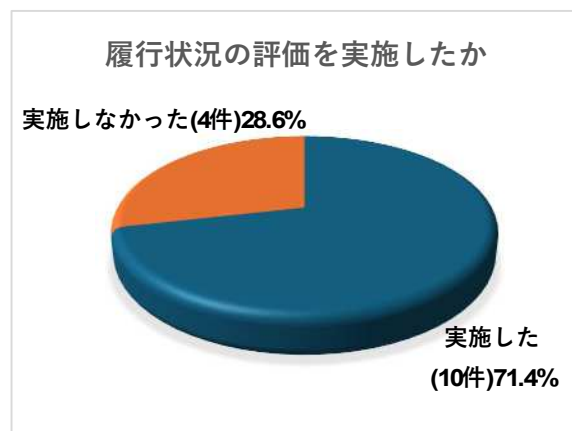
2 3. 履行状況の確認の時期はいつか

履行状況の確認の時期について、複数回答をそれぞれ1としてカウントした結果、8件が完了時、月ごとが6件、その他が5件だった。その他5件のうち、完了時等との複数回答が4件あり、構築業務と保守管理業務で確認時期が異なる、計画書に基づき確認を行った、年度ごとなどだった。中間成果物の完了ごとや週次定例打合せの冒頭に報告させていたとの回答だった。



2 4. 履行状況の評価を実施しているか

履行状況の評価を実施したのは14件中10件、実施しなかったのは4件だった。実施しなかった理由を一部抜粋すると「履行完了時に完了検査を行い、動作状況を確認し構築業務完了としたため。」、「定型的な処理に対して、評価という行為がそぐわないため」「工事進捗状況を確認するためのもので評価対象ではない。年度ごとの業務完了時に書類検査を実施予定(業務委託は採点しない仕組み)。」



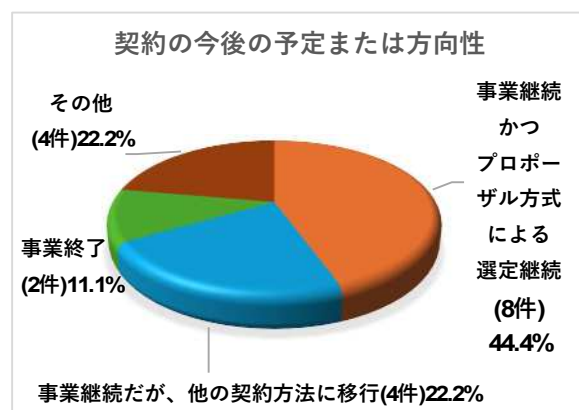
「履行状況の報告に対しては合格・不合格の判定は行っており、これで十分であると考えているため。」という回答があった。

2 5. プロポーザル方式による事業者選定において、どのような成果があったか(自由記載)

成果については「価格が抑えられたこと以上の成果が見られた」という回答が多くあった。一方で「結果的に、1者のみの参加であったため、これまでの契約内容と変わらず、特に成果はなかった」という回答が1件あった。

2 6. 契約の今後の予定または方向性

複数回答をそれぞれ1としてカウントした結果、「事業継続かつプロポーザル方式による選定継続」が8件だったが、そのうち3件は「事業継続だが、他の契約方法に移行による選定継続」も選択していた。また「事業終了」は2件あった。



27. プロポーザル方式の契約について、課題や工夫したことはあるか（自由記載）

工夫を回答したものが9件、課題を回答したものが6件あった。限られた期間の中で経験値の少ないプロポーザルを公正に実施することの難しさと、仕様書や評価基準、補足資料などで審査委員が評価しやすくなるような工夫をしていたことが見受けられた。

プロポーザル方式の運用ガイドラインは平成23年に策定され、各課等においてもガイドラインに沿ったプロポーザル方式を実施している。令和7年4月1日にはガイドラインが改訂され、より具体的な内容となっている。これにより各課等における課題の解消が図られるとともに、契約検査課が目的とする公正性、透明性及び客観性の確保につながることを期待される。

令和 7 年度

行政監査報告書

「プロポーザル方式による契約について」

<資料編>

プロポーザル方式による契約に関する調査

【課名

課】

【契約名

】

調査項目	回答（該当するものを○で囲む、又は記入してください）					
1 契約日	R 年 月 日					
2 履行期間	R 年 月 日 から R 年 月 日 まで					
3 契約金額（円）		（円）				
4 プロポーザル方式の種類	①公募型	②指名型				
5 対象業務はどれか	①行政計画等の調査、立案業務	②情報システム開発等の業務	③施設の管理運営等の業務	④施設設計等の業務	⑤催事、公園、イベント企画等の業務	⑥その他
6 プロポーザル方式を採用する理由、導入効果は何か						
7 提案上限額はどのように積算したか	①事業者からの参考見積（ 者）	②過去の契約金額	③類似業務の価格	④予算査定額	⑤その他	
8 審査会を要綱設置しているか	①している	②していない				
9 審査会委員の構成について（役職、人数）						
10 審査会開催回数		（回）				
11 専門家意見の聴取状況	①有	②無	有の場合（ 書面／口頭 ）			
12 企画提案書を辞退した事業者、提出後に辞退した事業者はいたか。理由を聴取したか	企画提案書提出前 者			企画提案書提出後 者		
13 事業者1者あたりのプレゼンテーション及びヒアリングはどのくらいかの時間か	プレゼンテーション	時間 分	ヒアリング	時間 分		
14 実施要領はどのように公表しているか（複数選択可）	①ホームページ	②窓口	③事業者に対する案内送付等	④その他	（ ）	
15 ①公募期間 ②企画提案書提出までの期間はどのくらいか	①	②				
16 審査方法、審査項目、評価基準を定めているか	審査方法 ⇒	①定めている	②定めていない			
	審査項目 ⇒	①定めている	②定めていない			
	評価基準 ⇒	①定めている	②定めていない			
17 受託候補者の特定の集計方法は定めているか	①定めている	②定めていない				
18 参加資格確認通知を行っているか	参加資格確認 ⇒	①通知している	②通知していない			
19 選定結果を公表しているか	①公表	②非公表				
20 事業者の提案内容を活かした仕様としているか	①している	②していない				
21 事業開始後に当初契約から変更が生じたことがあるか	①有	②無	①変更内容			
22 履行状況の確認はどのように行っているか	①書面	②現地確認	③口頭説明	④その他（ ）		
23 履行状況の確認の時期はいつか	①履行完了時	②月ごと	③四半期ごと	④その他（ ）		
24 履行状況の評価を実施しているか	①実施した	②実施しなかった 理由				
25 プロポーザル方式による事業者選定において、どのような成果があったか						
26 契約の今後の予定または方向性	①事業継続かつプロポーザル方式による選定継続	②事業継続だが、他の契約方法に移行	③事業終了	④その他（ ）		
27 プロポーザル方式の契約について、課題や工夫したことはあるか						

「プロポーザル方式による契約に関する調査票回答」

監査対象契約一覧

	部 名	課 名 (うち契約当時)	契約名
1	総務部	総務課 (情報企画課)	グループウェア再構築業務委託 グループウェアシステム保守業務委託 【債務負担行為】
2	総務部	契約検査課	契約管理システム構築及び保守業務委託 【債務負担行為】
3	市民部	定期航路事業所	定期船「とびしま」乗船券販売システム 機器更新委託 【債務負担行為】
4	地域創生部	商工港湾課	キャッシュレス決済ポイント還元キャン ペーン業務委託
5	総務部	総務課 (情報企画課)	統合型地理情報システム再構築業務委託 【債務負担行為】
6	総務部	総務課 (情報企画課)	内部業務システム更新業務委託 【債務負担行為】
7	企画部	企画調整課	フロントヤード改革調査業務委託
8	総務部	人事課	タレントマネジメントシステム導入及び 運用保守業務委託【債務負担行為】
9	総務部	財政課	公共施設等 LED 化改修業務委託 (ESCO 事業)【債務負担行為】
10	総務部	総務課	酒田市例規集システム構築及び保守管理 等業務委託【債務負担行為】
11	企画部	文化政策課	酒田市民会館受付等業務委託 【債務負担行為】
12	地域創生部	交流観光課	ふるさと納税包括管理及び返礼品発送管 理等業務委託【債務負担行為】
13	企画部	文化政策課	酒田市民会館舞台等管理運営業務委託 【債務負担行為】
14	企画部	企画調整課	電力地産地消事業 (酒田市十里塚風力発電所 電力受給、 教育施設(学校) 電気需給)

調査対象件数

部 名	課 名	件数		構成比
総務部	総務課	1 件	4 件	28.6%
	人事課	1 件		
	財政課	1 件		
	契約検査課	1 件		
企画部	企画調整課	2 件	7 件	50.0%
	文化政策課	2 件		
	情報企画課	3 件		
地域創生部	商工港湾課	1 件	2 件	14.3%
	交流観光課	1 件		
市民部	定期航路事業所	1 件	1 件	7.1%
	合 計	14 件	14 件	100.0%

調査項目

1. 契約日

プロポーザル実施年度

区 分	令和 5 年度	令和 6 年度	計
件 数	6 件	8 件	14 件
構成比	42.9%	57.1%	100.0%

契約締結年度

区 分	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	計
件 数	6 件	7 件	1 件	14 件
構成比	42.9%	50.0%	7.1%	100.0%

2. 履行期間

契約期間

区 分	長期継続契約	単年度契約	債務負担行為による 複数年度契約	計
件 数	1 件	2 件	11 件	14 件
構成比	7.1%	14.3%	78.6%	100.0%

契約年数

区 分	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超	計
件 数	2件	4件	4件	4件	14件
構成比	14.3%	28.6%	28.6%	28.6%	100.0%

3. 契約金額

提案上限額

区 分	1,000 万円以上 2,000 万円未満	2,000 万円以上 4,000 万円未満	4,000 万円以上 6,000 万円未満	6,000 万円以上 8,000 万円未満	8,000 万円以上 1億円 未満	1億円 以上 2億円 未満	2億円 以上	計
件 数	0件	4件	2件	1件	1件	2件	4件	14件
構成比	0.0%	28.6%	14.3%	7.1%	7.1%	14.3%	28.6%	100.0%

契約金額

区 分	1,000 万円以上 2,000 万円未満	2,000 万円以上 4,000 万円未満	4,000 万円以上 6,000 万円未満	6,000 万円以上 8,000 万円未満	8,000 万円以上 1億円 未満	1億円 以上 2億円 未満	2億円 以上	計
件 数	2件	4件	0件	1件	1件	2件	4件	14件
構成比	14.3%	28.6%	0.0%	7.1%	7.1%	14.3%	28.6%	100.0%

4. プロポーザル方式の種類

区 分	件 数	構成比
公募型	14件	100.0%
指名型	0件	0.0%
計	14件	100.0%

プロポーザル参加事業者数

区 分	1者	2者	3者	4者	計
件 数	8件	3件	3件	0件	14件
構成比	57.1%	21.4%	21.4%	0.0%	100.0%

5. 対象業務はどれか

区 分	件 数	構成比
行政計画等の調査、立案業務	1 件	7.1%
情報システム開発等の業務	7 件	50.0%
施設の管理運営等の業務	2 件	14.3%
施設設計等の業務	0 件	0.0%
催事、公園、イベント企画等の業務	0 件	0.0%
その他	4 件	28.6%
計	14 件	100.0%

6. プロポーザル方式を採用する理由、導入効果は何か（調査票回答抜粋）

（原文を一部整理して掲載）

<ul style="list-style-type: none"> ・単に安価なものではなく、業務に最も適したソリューションを選定するため。
<ul style="list-style-type: none"> ・価格競争だけでは最適な事業者を選定するのが難しく、専門性の高い業務のため、価格以外の要素（技術力、企画力、専門性、経験、実績、創意工夫など）を総合的に評価して、最も優れた提案を行う事業者を選定し、契約業務における利便性の向上、職員の業務効率向上を図るため。
<ul style="list-style-type: none"> ・発券業務の効率化と利用者の利便向上を目的とする機器更新であり、プロポーザルにより次の内容について提案を求めたいと考えたため。 <ul style="list-style-type: none"> －POS レジ、発券機器の機能や操作性 －券売業務に係る機能や操作性 －乗船手続きの簡素化につながる運用方法 －既存予約システムとの連携活用方法 －システム導入後の支援体制 －導入機器の保守管理体制
<ul style="list-style-type: none"> ・事業目的（消費者である市民の負担感を和らげることにより購買意欲を促すとともに、市内の事業所・店舗を支援すること）の達成に資する事業者を選定するため。
<ul style="list-style-type: none"> ・地図データや解析など高度な専門性が不可欠なため、技術力と活用案を比較し、最適な運用を目指すため。
<ul style="list-style-type: none"> ・単に安価なものではなく、法令・制度への対応や導入後の運用・保守体制など最適なソリューションを選定するため。
<ul style="list-style-type: none"> ・フロントヤードの改革手法や改革内容について、様々な手法・改革内容があり得ることから、事業者による企画提案を踏まえて最も費用対効果の高い提案を採用することが効果的だと考えたため。
<ul style="list-style-type: none"> ・本プロポーザルは、「酒田市民間事業者提案制度」に基づき事業化が決定された。制度上、事業化の決定後は、企画競争に基づき、事業実施者を一般公募し事業実施者を選定す

ることとなっていたため。
・民間事業者提案制度で事業化決定したものであり、民間事業者提案制度で定める「提案者に対するインセンティブの付与」として事業者選定プロポーザルでの評価のうち提案内容に対する点数の10%を上乗せすることとなっていたため。LED照明器具への更新工事、省エネルギー効果の検証、保証業務が一体となるESCO事業を活用し民間のノウハウを活かすため。
・金額以外の評価項目（システムの使いやすさや例規整備資料のわかりやすさ）を総合的に評価するため。 ・発注者が想定していない優れた機能やサービスの提案を受けられる可能性があり、業務改善に繋がるため。
・不規則な勤務形態に耐えうる人材の確保および公演サポート等による質の高いサービスの提供ができる事業者が選定できるため。
・ふるさと納税業務に係る、寄附の受付、寄附情報等の管理、返礼品の発注・発送管理及び開拓等を民間事業者に委託することにより、事務の効率化を図るとともに、寄附額の増加により、本市の魅力発信の効果、地場産業の活性化が図られるため。
・舞台設備の運用は専門的技術が必要となる。また主催者に対して、より上質な舞台環境を実現するための助言や提案を行うため、より高度な専門的知識が必要となるため。
・本事業では、業務を市内でどの程度完結させ、市内事業者の活用等を通じて地域経済の循環にどれだけ貢献できるか、また、学校での環境教育支援や普及啓発などを通じて地域脱炭素・地域振興にどのように寄与するかを総合的に評価できるよう、プロポーザル方式を採用した。あわせて、導入効果として、地域内での経済循環効果の向上や、再生可能エネルギーを活用した環境教育等の取組を通じて、事業の質と地域への波及効果を高めることが期待されるため。

7. 提案上限額はどのように積算したか

区 分	件 数	構成比
事業者からの参考見積	10件	71.4%
(参考見積徴取数)	(18者)	(平均1.8者)
過去の契約金額	2件	14.3%
類似業務の価格	0件	0.0%
予算査定額	0件	0.0%
その他※	2件	14.3%
計	14件	100.0%

※・予算査定額を減額（切捨）

・当初3者バラバラに契約を考えていたものを、一つの契約にまとめることとして上限額を定めた。

8. 審査会を要綱設置しているか

区 分	件 数	構成比
している	14 件	100.0%
していない	0 件	0.0%
計	14 件	100.0%

9. 審査会委員の構成について

審査委員数

区 分	件 数	構成比
5 人	7 件	50.0%
6 人	4 件	28.6%
7 人	2 件	14.3%
8 人	1 件	7.1%
計	14 件	100.0%

委員の構成

区 分	件 数	構成比
内部委員のみ	6 件	42.9%
外部委員あり	8 件	57.1%
計	14 件	100.0%

委員の比率

区 分	件 数	構成比
内部委員	68 人	84.0%
外部委員	13 人	16.0%
計	81 人	100.0%

(平均 5.8 人)

10. 審査会開催回数

区 分	件 数	構成比
1 回	0 件	0.0%
2 回	13 件	92.9%
3 回	1 件	7.1%
4 回	0 件	0.0%
計	14 件	100.0%

1.1. 専門家意見の聴取状況

区 分	件 数	構成比
有	3 件	21.4%
無	11 件	78.6%
計	14 件	100.0%

1.2. 企画提案書を辞退した事業者、提出後に辞退した事業者はいたか

区 分	件 数	構成比
辞退なし	12 件	85.7%
企画提案書提出前	2 件	14.3%
企画提案書提出後	0 件	0.0%
計	14 件	100.0%

1.3. 事業者 1 者あたりのプレゼンテーション時間

区 分	0 分	20 分	30 分	40 分	50 分	計
件 数	1 件	2 件	9 件	1 件	1 件	14 件
構成比	7.1%	14.3%	64.3%	7.1%	7.1%	100.0%

(平均 29 分)

事業者 1 者あたりのヒアリング時間

区 分	0 分	10 分	15 分	20 分	30 分	40 分	計
件 数	1 件	0 件	2 件	1 件	9 件	1 件	14 件
構成比	7.1%	0.0%	14.3%	7.1%	64.3%	7.1%	100.0%

(平均 26 分)

1.4. 実施要領はどのように公表しているか(複数選択可)

区 分	件 数	構成比
ホームページ	14 件	87.5%
窓口	0 件	0.0%
事業者に対する案内送付等	2 件	12.5%
その他	0 件	0.0%
計	16 件	100.0%

15. ①公募期間、②企画提案書提出までの期間はどのくらいか

①公募期間（公告から参加表明書提出期限）

区 分	10日未満	10日以上 20日未満	20日以上 30日未満	30日以上	計
件 数	0件	4件	9件	1件	14件
構成比	0.0%	28.6%	64.3%	7.1%	100.0%

②資格確認通知から企画提案書提出までの期間

区 分	10日未満	10日以上 20日未満	20日以上 30日未満	30日以上	計
件 数	6件	6件	1件	1件	14件
構成比	42.9%	42.9%	7.1%	7.1%	100.0%

16. 審査方法、審査項目、評価基準を定めているか

審査方法

区 分	件 数	構成比
定めている	14件	100.0%
定めていない	0件	0.0%
計	14件	100.0%

審査項目

区 分	件 数	構成比
定めている	14件	100.0%
定めていない	0件	0.0%
計	14件	100.0%

評価基準

区 分	件 数	構成比
定めている	14件	100.0%
定めていない	0件	0.0%
計	14件	100.0%

17. 受託候補者の特定の集計方法は定めているか

区 分	件 数	構成比
定めている	13件	92.9%
定めていない	1件	7.1%
計	14件	100.0%

18. 参加資格確認通知を行っているか

区 分	件 数	構成比
通知している	14 件	100.0%
通知していない	0 件	0.0%
計	14 件	100.0%

19. 選定結果を公表しているか

区 分	件 数	構成比
公表	14 件	100.0%
非公表	0 件	0.0%
計	14 件	100.0%

20. 事業者の提案内容を活かした仕様としているか

区 分	件 数	構成比
している	12 件	85.7%
していない	2 件	14.3%
計	14 件	100.0%

21. 事業開始後に当初契約から変更が生じたことがあるか

区 分	件 数	構成比
有	1 件	7.1%
無	13 件	92.9%
計	14 件	100.0%

(有：契約期間の変更)

22. 履行状況の確認はどのように行っているか (複数回答)

区 分	件 数	構成比
書面	13 件	56.5%
現地確認	6 件	26.1%
口頭説明	3 件	13.0%
その他	1 件	4.3%
計	23 件	100.0%

〔その他〕

執行状況を定期的に電子データで報告してもらった

2.3. 履行状況の確認の時期はいつか（複数回答可）

区 分	件 数	構成比
履行完了時	8 件	42.1%
月ごと	6 件	31.6%
四半期ごと	0 件	0.0%
その他	5 件	26.3%
計	19 件	100.0%

〔その他等〕

- ・業務計画書に基づき実施
- ・中間成果物の引き渡しを求める仕様としていたため、中間成果物の完了ごとに書面で確認。また、事業実施中も週次定例打ち合わせを行い、毎回の打ち合わせ冒頭に進捗状況を報告させた。
- ・R8、R9 計測・検証・保証業務は年度ごと
- ・構築業務は履行完了時、保守管理業務は 6 か月ごと。
- ・業務報告書は毎月、他は随時
- ・導入構築は履行完了時、運用保守は月ごとに確認している。

2.4. 履行状況の評価を実施しているか

区 分	件 数	構成比
実施した	10 件	71.4%
実施しなかった	4 件	28.6%
計	14 件	100.0%

〔実施しなかった理由〕

- ・履行完了時に完了検査を行い、動作状況を確認し構築業務完了としたため。
- ・キャッシュレス決済あったものへのポイント還元という定型的な処理に対して、評価という行為がそぐわないため
- ・履行状況の時期は、工事進捗状況を確認するためのもので評価対象ではない。R7 改修工事等サービス業務期間中は工事完了時に完了検査を実施予定(点数は付けない)。年度ごとの業務完了時に書類検査を実施予定(業務委託は採点しない仕組み)。
- ・履行状況の報告に対しては合格・不合格の判定は行っており、これで十分であると考えているため。

2.5. プロポーザル方式による事業者選定において、どのような成果があったか

(原文を一部整理して掲載)

・価格評価において、構築費と保守費を一体で評価し、総額を抑えることができた。
・価格のみに左右されず、企画提案の内容、事業者の技術力、過去の実績、実施体制など

<p>を多角的に評価でき、単に安価だけでなく、長期的に見て費用対効果の高いシステムを選定できた。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・発券・精算処理など多くの工程を要する客船窓口業務機器の更新を検討するにあたり、他地域のフェリー航路のシステムのモデルではネット予約決済まで一体的に開発が必要なシステムでは導入費用が非常に高額であったが、プロポーザル方式により酒田市に最適化したシステム構築の提案を受けることができた。 ・飛島まで敷設された光海底ケーブル利用を前提とした VPN 構築を含め、地元事業者全体管理を行い、ソフトウェア、ハードウェア、QR 関連機器の各メーカーを統括して、全体システムを構築したことにより、QR コードを利用した乗船システムとして自動チェックインに近い形での運用を実現することができたほか、高額費用をかけずにオペレーションの効率化及び乗船客のスムーズな手続きにつなげることができた。
<ul style="list-style-type: none"> ・市内の利用者数（ユーザー数）、利用店舗数などの実態把握ができたこと。競争により販促物等の経費節減が感じられた。
<ul style="list-style-type: none"> ・地図活用や住基データ連携などの高度な提案により、当初想定以上の利便性を確保できた。
<ul style="list-style-type: none"> ・価格評価において、構築費と保守費を一体で評価し、総額を抑えることができた。
<ul style="list-style-type: none"> ・DX 先進国のデンマークの知見を踏まえた提案を受けたほか、ユーザー体験を考慮した具体的なサービス設計手法のマニュアル形式での報告書作成により委託事業終了後の自走化を見据えた提案があった。また、酒田市が人力で行う必要があると考えていたデータ分析をシステム化することで、委託事業終了後にマンパワーをかけずに事業継続するための提案もあった。いずれも酒田市が仕様を定めた場合は出てこない提案であったと考えている。
<ul style="list-style-type: none"> ・単なる価格競争ではなく、提案内容の質や専門性、事業者の実行能力を総合的に評価して選定することができた。
<ul style="list-style-type: none"> ・酒田市で ESCO 事業を活用した事例がないため、比較できない。国交省ガイドラインでは一般競争総合評価落札方式も示されているが、他自治体の ESCO 事業活用事例ではほぼプロポーザル方式であった。
<ul style="list-style-type: none"> ・旧事業者のシステムでは不便であった点（不便であると気づいてすらいなかった点）が提案により解消され、職員の負担軽減と法制執務能力の向上に繋がった。具体的には、旧システムでは単に改め文を出力するだけであり、例規審査は総務課担当者の技能によるところが大きかったが、新システムでは法制執務上の誤りや現行例規との整合性をチェックしてくれるようになった。また、例規集管理が庁内管理型から事業者委託型に変更となったことにより、職員のヒューマンエラーが減少し、確実な管理がされるようになった。
<ul style="list-style-type: none"> ・夜間や土日祝日を問わない勤務に耐えうる人材を安定的に確保できるようになった
<ul style="list-style-type: none"> ・結果的として 1 者のみの参加であったため、これまでの契約内容と変わらず、特に成

果はなかった。
・市主催の事業において、職員と受託者が協力し市民に対して優れた舞台芸術を鑑賞する機会や触れ合う機会を提供することができた。
・酒田市に本店を有する取次店が契約・料金回収等を担う体制が提案されており、市内での業務完結と地元人材の雇用・育成を通じて、地域経済の循環に寄与することが期待される。
・電力価格高騰リスクに備え、需要家（学校等）との事前相談ができる体制の構築などが提案されており、価格変動リスクを踏まえた対応と安定した電力供給が期待される。
・電力地産地消の取組として、学校での環境教育の強化や将来的な地域内需要家への供給拡大が提案されており、地域一般家庭を含む地域全体への貢献が見込まれる。

2.6. 契約の今後の予定または方向性（複数回答可）

区 分	件 数	構成比
事業継続かつプロポーザル方式による選定継続	8 件	44.4%
事業継続だが、他の契約方法に移行	4 件	22.2%
事業終了	2 件	11.1%
その他	4 件	22.2%
計	18 件	100.0%

〔その他等〕

- ・次回更新時は現行システムを継続利用し、その次はプロポーザルを実施（複数回答）
- ・契約管理システムの構築完了後、保守業務を行っている
- ・事業効果が期待される要素としては「利用者数」と「利用可能店舗数」と捉えており、それらの把握を重視しながら更なる効果を期待できるような選定手法を都度検討）
- ・照明 LED 化の手法は各施設所管課で検討することであり、施設所管課ではなく通常の工事受託課でもない当課では方向性を決められない
- ・最新の例規を移行するのは容易だが、沿革（改正履歴）や原議（改正時資料）が例規集システム内に積み重ねられて移行が困難と考えられるため、当面の間は現行業者を相手方とする随意契約となると思われる。

2.7. プロポーザル方式の契約について、課題や工夫したことはあるか（自由記載）

（原文を一部整理して掲載）

・次回のプロポーザル実施時には、システムの不満点や「こうなれば便利」という声を事前に収集し、それを評価基準の盛り込むよう検討する。
・審査項目、評価基準、配点などを事前に明確に定め、公募時に公表することで、選定プロセスの透明性を確保した。

<p>・企画提案評価に加えて、詳細な仕様確認評価書を作成して評価を客観的に行うことで、要件を満たす提案であるかの判定を行った。</p>
<p>・早期実施する必要があったため、提出書面により審査を行った。</p>
<p>・システム導入により、操作形態が変わるため、操作のわかりやすさを重視するプレゼンを求めた。</p>
<p>・複数事業者が参加できるように仕様書や業者選定範囲を広げるよう調整したが、自治体システム標準化対応によるベンダーの業務多忙を理由として複数事業者の参加には至らなかった。</p>
<p>・受託候補者の特定まではほとんど契約検査課の関与がないので、これまでにプロポーザルの経験がある人を探して聞かないと実施が難しい。ガイドラインだけではわからない点が多く、組織としてのノウハウがまとまっていないのは課題であると考えられた。</p> <p>・プレゼンテーション及びヒアリングを web 会議で行うことで、企画提案者の負担やプレゼンテーションの事務局側の負担を減らした。</p> <p>・企画提案書本体は提案者の自由形式とした一方で、概要版は評価項目に合わせた形にすることで、提案の自由度を確保しつつプロポーザル委員が提案内容を評価しやすい形での提案を義務付けた。</p>
<p>・一定期間の集中した契約事務となるため、その間の事務負担が大きくなることから、適切なスケジュールリングや課内の業務体制の見直しが必要であると考えられた。</p>
<p>・価格評価の比重を小さめにして、システム機能やサポート体制がより優れている事業者を選定できるようにした。</p> <p>・各項目の評価配点を 1~5 の 5 段階で細かく定め、委員がきめ細かく採点できるようにした。ただし、結果的には委員間であまり点数差が開かなかったため、1・3・5 などの配点にしたほうがよかったかもしれない。</p> <p>・審査する側もプロポーザル方式に慣れている者ばかりではなく、採点が企画提案書の見せ方やプレゼンテーションの技量に左右されがちであるため、定量的な採点項目（実績など）を増やす必要があると感じた。</p>
<p>・実施要領だけでは提案者によって解釈に差が生じるおそれがあったため、提案内容をより明確に理解できるよう評価のポイント等を整理した補足資料を作成し、公表する工夫を行った。</p>
<p>・単なる人材供給に留まらず利用者へのサービスの質が重要な業務であることを内外に認知されるよう努めた。</p> <p>・庁内でも実施件数がさほど多くないためか事務の進め方について契約検査課においても曖昧な部分が多く、その後のプロポーザルガイドライン改訂の打ち合わせに参加して事務的な部分の整理に努めた。</p>

- ・プロポーザル準備時点で本市のプロポーザル方式のガイドラインがまだ詳細ではなかったため、別部署が実施した類似する直近のプロポーザル事例を参考にした。プロポーザルの各段階（準備を含む）で決裁ルートが不明が多かったため、総務課法制係や過去にプロポーザルを実施した部署に相談した。
- ・ESCO 事業の枠組み等について詳細不明のまま発注部署となったため、他県・他市町村での事例や資料から、庁内での各取扱いについて関係部署への相談に回数・時間を要した。
- ・委託内容に高額な工事を含むにもかかわらず、課内に技師系の上司がいない部署で発注することとなり、審査や検査が適正に行える体制づくりのため他部署に協力を求める必要があり庁内調整にも時間を要した。
- ・対象施設が多いことと、東北地方での ESCO 事業事例が少なかったことから、プロポーザル告示前に事業 PR として事前説明会・現場見学会を実施した。
- ・事業化決定時は川南地区の学校義務教育化予定の学校が対象に含まれており ESCO 事業収支の算定期間(15 年)内に施設が用途廃止される可能性が高いことや、1 回目のプロポーザルが不調になったことで、事業そのものや事業スケジュールの変更が多くあった。